

令和８年度

スポーツ産業の成長促進事業

「テクノロジー等を活用した地方創生・スポーツ収益拡大事業」

（スポーツ団体における収益強化に向けた調査研究）

仕 様 書

令和８年８月２８日

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付

1. 委託事業名

令和8年度スポーツ産業の成長促進事業「テクノロジー等を活用した地方創生・スポーツ収益拡大事業（スポーツ団体における収益強化に向けた調査研究）」

2. 事業の趣旨・目的

スポーツは、国民に夢や感動を与えるとともに、スポーツへの参画を促進し、豊かなスポーツ文化の形成に重要な役割を果たしている。特に、国際競技大会やトップレベル競技の観戦は、スポーツ振興を支える重要な基盤となっている。プロスポーツ等を維持・発展させていくためには、スポーツ団体の収益を強化し続ける必要があり、チケット、グッズ、放映、スポンサーといった主要な収益源を取り巻く環境変化を適切に捉え、対応していくことが求められる。

特に、スポーツ放映・配信は多くの国民にスポーツを「みる」機会を提供し、スポーツ振興を進める上では重要な役割を果たしているが、近年、国際競技大会等における放映権料の高騰や動画配信サービス、SNS等の普及により、スポーツコンテンツを取り巻く環境は大きく変化している。また、放映権収入は国内外のスポーツ団体における財源となっており、競技力向上、競技普及、人材育成及び大会運営等のスポーツ振興を支える基盤として重要な役割を果たしている。このような放映権ビジネスを巡る環境変化や視聴環境の多様化が進む中、国民のスポーツを観る機会を確保するとともに、スポーツの持続的な発展につなげていくための方策について検討する必要性が高まっている。

加えて、人口減少が進む我が国において、チケット収入やグッズ収入の拡大に資する方策や、サステナビリティやESG等に対する企業の関心が高まる中で、スポンサー収入の拡大に資する方策についても検討を進める必要がある。

このため、本事業では、国内外におけるスポーツ視聴の実態、スポーツ団体及び国際競技団体における放映権収入や収益構造、スポーツ振興への活用状況並びにスポーツ放映を巡る国際的な制度動向等について総合的な調査・分析を行い、有識者による検討を通じて、今後のスポーツ放映の在り方及び関連施策の方向性に関する論点を整理するとともに、チケット、グッズ、スポンサー収入の拡大に資する論点についても整理し、スポーツ政策の推進に資する基礎資料を得ることを目的とする。

3. 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和9年3月24日（水）

4. 成果物

本調達における成果物は以下のとおりとする。成果物は電子ファイル形式で授受するものとし、原則、文部科学省が指定するBoxを経由して行うこととする。

なお、何らかの事情でこの方法が不可能となった場合は、受け渡し方法について別途協議し決定するものとする。

- 1) 委託事業報告書
- 2) 成果報告書（概要版・詳細版）
- 3) 有識者会議資料議事概要
- 4) ヒアリング調査結果報告書

※読み手に配慮し成果を分かりやすく取りまとめること。

※形式や内容について双方協議の上作成を行うため、納入期限の1月前には 素案を作成し、協議を開始すること。

5. 納入期限

令和9年3月24日（水）

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省スポーツ庁 参事官（民間スポーツ担当） 付

7. 委託事業の内容

上記2の「事業の趣旨・目的」を踏まえ、以下①～⑧を実施するとともに、本事業の成果の最大化のために必要な事項をスポーツ庁担当者と協議の上、実施することとする。

また、調査の過程において新たな論点や検討すべき事項が生じた場合や個別契約等の事情により必要な情報を取得できない場合には、スポーツ庁担当者と協議の上、必要な調査及び分析を実施すること。

①スポーツ放映に関する現状把握及び論点の整理

スポーツ放映に関する現状及び課題等について調査・分析するとともに、その結果を踏まえ、今後のスポーツ放映の在り方等に関する論点を整理すること。

②上記①に係るデータ及び事実関係の調査・分析

上記①における論点整理に当たり、その根拠となるデータ及び事実関係について調査・分析を行うこと。調査の実施に当たっては、以下（1）から（5）までに掲げる事項を含めることとし、文献調査、公開情報の収集・分析、有識者ヒアリングその他適切な手法等を用いて実施すること。あわせて、P8 の脚注に記載する受託者が有する幅広い知識・知見及び人的ネットワーク等について、その内容、活用方法及び本調査における有効性が分かるよう具体的に示し、提案すること。

（1）スポーツ視聴の実態調査

- ・日本国内におけるスポーツ視聴の実態について、年齢、性別等の属性別の視聴傾向、視聴媒体（地上波放送、BS・CS 放送、動画配信サービス、SNS 等）、視聴形態（生中継、ハイライト配信・放送、ディレイ配信・放送等）、競技種目ごとの特性等の観

点から、多角的な調査・分析を行うこと。

- ・諸外国におけるスポーツ視聴の実態についても、前記の観点を踏まえ、調査・分析を行うこと。

(2) 国内スポーツ団体等における放映権収入及び収益構造並びにスポーツ振興への活用に関する調査

- ・公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）及びその加盟クラブ、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Bリーグ）及びその加盟クラブ等の国内のプロスポーツ団体5団体、東京六大学野球リーグ、東京箱根間往復大学駅伝競走及び全国高等学校野球選手権大会等の学生スポーツ団体・大会5事例並びに一般社団法人日本トップリーグ連携機構（JTL）に加盟する企業スポーツ団体等5団体を対象として、放映権収入の推移、収益構造及び市場動向について調査・分析を行うとともに、諸外国との比較を通じて、それらの特徴及び課題を整理すること。
- ・また、放映権収入の拡大に資する取組及び戦略の実態を把握・分析するとともに、当該収入が競技力向上、競技普及、選手育成環境の整備、大会運営の高度化その他のスポーツ振興施策にどのように活用されているかについて、諸外国のとの比較を通じて、調査・分析を行うこと。
- ・対象団体等については、上記に例示した団体を含むものとし、その他の対象団体については、本調査の目的を踏まえ、選定理由を付した上で受託者において提案すること。

(3) 大規模国際大会を主催する団体等における収入構造及びその活用実態並びに放映権契約の実態に関する調査

- ・国際オリンピック委員会（IOC）、国際サッカー連盟（FIFA）及びメジャーリーグベースボール（MLB）を含む大規模国際大会等を主催する団体等5団体を対象として、収入構造及びその推移、財政基盤に占める放映権収入の位置付け並びに当該収入の活用実態について調査・分析を行うこと。
- ・また、上記団体における放映権の販売方式、契約構造等の特徴について調査・分析を行うとともに、その実態、特徴及び課題を整理すること。
- ・対象団体については、上記に例示した団体を含むものとし、その他の対象団体については、本調査の目的を踏まえ、選定理由を付した上で受託者において提案すること。

(4) スポーツ視聴による効果等に関する調査

- ・スポーツの視聴機会と視聴者の行動変容（競技参加、スポーツ実施頻度の向上、ス

ポーツイベントへの参加等)との相関関係について調査・分析を行うとともに、大規模国際大会等の開催後における競技人口の推移等の実態の調査・分析を行うこと。

- ・スポーツ視聴が個人のウェルビーイングの向上等に与える影響について、国内外の事例を踏まえ調査・分析を行うこと。
- ・動画配信サービス、SNS等の普及が、スポーツコンテンツへの接触機会の拡大、ファン獲得、競技普及及びスポーツ参加促進に与える効果について、地上波放送等との比較や年代による差異も踏まえつつ、調査・分析を行うこと。

(5) 国際的な動向に関する調査

- ・諸外国におけるスポーツ放映に関する基本的な考え方、関連政策及び取組の実態について調査するとともに、ユニバーサルアクセス制度を導入している国における制度導入の背景、運用実態並びにスポーツ団体及び国際競技団体との放映権交渉の状況について整理すること。
- ・EUにおける視聴覚メディアサービス指令の内容及び検討状況について調査するとともに、各国の放送制度との関係を整理すること。
- ・諸外国における放送法制の目的及び公共的役割について調査するとともに、日本の放送法及び放送制度との日本との共通点・相違点を比較・分析すること。

③有識者会議の設置及び運営

スポーツ放映に関する今後の政策の方向性及びスポーツ団体における放映権、収入の在り方について検討するため、有識者会議を設置し、運営すること。

有識者は7名とし、学識経験者、放送事業者、配信事業者、スポーツ団体関係者、放映権ビジネス関係者、弁護士その他スポーツビジネスに関する知見を有する者の中から選定することを想定する。

会議は3回以上開催することを想定し、日程調整、資料作成、議事概要作成、委員対応等の一連の事務局業務を行うこと。また、会議形式については対面形式・オンライン形式の両方に対応できるようにすること。

なお、委員の選定及び会議の開催回数については、事前にスポーツ庁と協議の上、決定すること。

有識者への謝金・旅費の額は、以下の金額を参考に参考見積書、入札金額の積算をすること。

謝金(税抜): @ 14,600円

旅費(税抜): @ 18,000円

※上記の単価を基に、想定している委員の人数や委員会の回数等を踏まえて積算すること。

※旅費の単価については、参考見積書、入札金額の積算作成時の概算額として使用する

るものであり、実際は実費精算とする。

④チケット収入維持・拡大に資するインバウンド施策の調査

- ・地方誘客の促進も見据え、スポーツアクティビティへのインバウンドの取り込みに向けた課題について調査を行う。具体的には、スタジアム・アリーナにおけるスポーツホスピタリティを含めた受入環境整備の状況や課題に加え、インバウンドに訴求するコンテンツの磨き上げに向けた取組として、食、観光、アニメ等 IP との連携の実態及び税制面を含めた人気外国人選手の活躍機会の確保に向けた環境整備の実態及び課題について調査する。
- ・調査に当たっては、総論的な分析に加え、具体的な事例についても調査・分析を行うこと。
- ・また、海外のプロスポーツ等における先進的な取組や好事例について、5 事例調査し、その特徴等を整理すること。
- ・なお、調査手法については、デスクトップ調査、アンケート調査及びオンラインによるヒアリング調査等を基本とし、現地調査は想定しない。

⑤グッズ収入維持・拡大に資する推し活実態の調査

ファンがスポーツチーム、特にアスリート個人を自分の「推し」として、試合観戦、グッズ購入、SNS での情報発信等を通じて精神的・経済的に支える「推し活」が幅広い年代に広がってきている。このようなファン行動の変化を的確に捉え、スポーツ産業における収益拡大につなげていくため、スポーツ分野における「推し活」の実態を把握するとともに、その拡大に向けた課題等について、具体的な事例を踏まえながら調査を行う。

⑥スポンサー収入維持・拡大に資する取組調査

- ・スポーツ団体がスポンサーから選ばれる存在となるためには、サステナビリティや ESG 等に対する関心の高まりを踏まえた対応が求められる。また、近年では、酷暑による熱中症リスクの増大や豪雨等による試合の中断・中止など、気象変動がスポーツビジネスの基盤である興行運営にも影響を及ぼしている。このため、環境・気候変動等に対する国内スポーツ団体の取組の実態及び課題等について調査を行う
- ・調査に当たっては、総論的な分析に加え、具体的な事例についても調査・分析を行うこと。
- ・また、海外のプロスポーツ等における先進的な取組や好事例について、5 事例調査し、その特徴等を整理すること。
- ・なお、調査手法については、デスクトップ調査、アンケート調査及びオンラインによるヒアリング調査等を基本とし、現地調査は想定しない。

⑦成果物の作成

上記調査及び検討結果を踏まえ、成果報告書、スポーツ放映に関する論点整理、ヒアリング結果報告書、その他本事業の成果を取りまとめた資料等を作成すること。

⑧定例会の実施

スポーツ庁と定期的に打合せを実施し、調査及び検討状況を報告するとともに、今後の進め方について協議を行うこと。

8. 契約件数及び事業規模

- (1) 契約件数：1件
- (2) 事業規模：20,420千円（税込）を上限とする。

9. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「※」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の実施方針

1-1 業務内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の本事業内容について全て提案されていること。
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1-2 事業実施方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔方法に事業成果を高めるための工夫があれば、その内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 事業の実施方法が明確であること。

1-3 事業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。
〔事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

- 2-1-1 過去に類似の事業¹を実施した実績があること。〔実績があれば類似事業の実績内容により加点する。なお、実績の有無及び内容を確認するため、事業の名称、実施時期、予算規模、事業内容の概要を提案書に明記すること。〕

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
2-2-2 本事業に関わる幅広い知見・団体等・人的ネットワーク・優れた情報収集能力²を有していればその内容に応じて加点する。
* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業³実施した実績があること。〔実績があれば、類似事業の実績内容により加点する。なお、実績の有無及び内容を確認するため、事業の名称、実施時期、予算規模、事業内容の概要を提案書に明記すること。〕

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 事業内容に関する知識・知見⁴を有していること。
3-2-2 事業内容に関する人的ネットワーク⁵を有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

¹ 「過去に類似の事業を実施した実績」とは、過去に類似の調査研究事業、有識者会議運営、制度設計・政策立案支援業務、又は法制度調査に関する実績の支援を実施した実績を想定する。

² 「幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力」とは、スポーツ放映権、スポーツ放送・配信、市場動向及び関連法制度に関する知見を有するとともに、スポーツ団体、放送事業者、配信事業者、学識経験者、法曹関係者等のネットワークを有することを想定する。

³ 「過去に類似の事業を実施した実績」とは、過去に類似の調査研究事業、有識者会議運営、制度設計・政策立案支援業務、又は法制度調査に関する実績の支援事業に従事した実績を想定する。

^{4, 5} 「知識・知見」「人的ネットワーク」とは、国内プロスポーツ団体や国際競技団体、その他多様な産業界等のネットワークを有することを想定する。

- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、又は一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。（ユースエール認定）
- スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Lifeプロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）を受けていること。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする。）

- 5-1-1 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

- 5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 検 査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

11. 守秘義務

受託者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。また受託者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

12. 届出義務

受託者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

スポーツ庁は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ 5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較する。
- ・ 5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を比較する。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

14. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

15. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

16. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。